

## 令和2年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 2年 9月 4日（金）  
午前 9時58分 開会  
午後 0時06分 散会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
日程第 2 会期決定  
日程第 3 議長報告  
日程第 4 行政報告  
日程第 5 議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第8号）  
日程第 6 議案第 2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
日程第 7 議案第 3号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第 8 議案第 4号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）  
日程第 9 議案第 5号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例  
議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）  
日程第10 議案第 6号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第 7号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例  
議案第 9号 滝川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第 8号 滝川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例  
日程第13 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について  
日程第14 報告第 1号 令和元年度決算に係る健全化判断比率について  
日程第15 報告第 2号 令和元年度決算に係る資金不足比率について  
日程第16 令和元年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告  
認定第 1号 令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 2号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 3号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 4号 令和元年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 5号 令和元年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
認定第 6号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 認定第 7号 令和元年度滝川市下水道事業会計決算の認定について  
認定第 8号 令和元年度滝川市病院事業会計決算の認定について  
議案第12号 決算審査特別委員会の設置について  
選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員 (16名)

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	6番	渡邊龍之君
7番	関藤龍也君	8番	寄谷猛男君
9番	佐々木和代君	10番	安樂良幸君
11番	本間保昭君	12番	田村勇君
13番	柴田文男君	14番	荒木文一君
15番	水口典一君	16番	東元勝己君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教育長	山崎猛君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	佐藤之俊君	総務部長	中島純一君
総務部次長	長瀬文敬君	総務部次長	堀之内孝則君
市民生活部長	浦川学央君	保健福祉部長	和田英昭君
産業振興部長	鎌田清孝君	建設部長	山崎智弘君
市立病院事務部長	柳圭史君	市立病院事務部次長	堀勝一君
教育部長	田中嘉樹君	教育部指導参事	廣瀬一仁君
監査事務局長	杉原慶紀君	総務課長	小畑力也君
企画課長	諏佐孝君		

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	次長	深村栄司君
書記	壽崎行洋君	書記	池田茂喜君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和2年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において本間議員、田村議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月16日までの13日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。本日、令和2年第3回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして令和元年度各会計の決算認定のほか、補正予算並びに条例改正など幅広くご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますよう冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和2年6月3日から令和2年8月21日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付

させていただきますので、お目通しをいただきたいと思ひます。

私からは、別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。初めに、滝川市新型コロナウイルス差別防止宣言についてご報告いたします。新型コロナウイルスについては、国の緊急事態宣言解除後、再び全国で猛威を振るっており、連日全国の感染者情報が確認されている状況にあります。こうしたコロナ禍において、一方では感染者やそのご家族、関係者への偏見や誹謗中傷など心ない言動に胸を痛める人が多くいるとの報道も耳にしております。新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。このことを再認識し、市民一人一人が正しい知識と優しさを持って、差別のない安全、安心なまちづくりを進めるため、過日滝川市新型コロナウイルス差別防止宣言をさせていただきます。この宣言については、既に滝川市議会からもご賛同をいただいているところですが、今後においては庁舎における宣言文の提示や市公式ホームページ、広報たきかわ等での周知を通じて市民の皆様にご理解いただくとともに、市民一丸となって取組を進めてまいりたいと思ひますので、改めて議員各位のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭われた際や心ない言動、SNS等への書き込み、根拠のないうわさなどでお困りの際は、市役所にご相談いただくことで相談内容に応じた適切な窓口におつなぎするほか、札幌法務局滝川支局や滝川警察署と連携するなどし、ご相談いただいた方に寄り添い、親身になって対処してまいります。

次に、令和2年度普通交付税の交付額の決定についてご報告させていただきます。総務省は、去る7月31日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、閣議報告を行ったところですが、滝川市に対する普通交付税の交付額は59億7,325万円で、前年度決算比マイナス0.1パーセント、569万円の減となり、臨時財政対策債発行可能額と合わせますと63億8,935万円で、前年度決算比マイナス0.3パーセント、2,108万円の減、現計予算費でプラス2.5パーセント、1億5,839万円の増となりました。増額の主な要因としては、基準財政需要額において新たに創設された地域社会再生事業費や幼保無償化関連の経費が増額になったことなどが挙げられるところです。全国ベースで見ると、市町村における普通交付税の交付額は対前年度比でプラス2.5パーセント、臨時財政対策債発行可能額を含めるとプラス1.4パーセントということになります。滝川市といたしましては、引き続き常に適切な見直しを図りながら、限られた財源の下、より効率的な事業の執行に努めてまいります。

最後に、農作物の生育状況についてご報告いたします。本年は、6月の曇天による日照不足、7、8月の雨不足、そして8月7日の発達した低気圧による強風と、農作物の生育への影響を懸念したところではありますが、8月25日実施の農作物生育状況調査において農家の皆さんからは、生育の遅れはあったものの平年並みに追いついたとのことで、生育は順調に進んでおります。9月1日現在の生育状況がまだ公表されておりませんので、8月15日現在の主な作物の生育状況について報告させていただきます。水稲は、8月7日の強風により一部でもみにつながる部分の損傷が見受けられましたが、全体的には出穂がそろっており、生育は平年並みに進んでいる状況です。大豆は、日照及び雨不足により開花は平年より5日遅い状況であります。開花後のさやのつき具合を示す着莢数につきましても平年の17パーセントと生育はやや遅れている状況です。タマネギは、7月か

ら8月にかけての雨不足により干ばつづみとなりましたが、その後の雨で回復し、平年並みの収量が期待できる状況です。球径が平年比105パーセントと生育は平年並みとなっており、収穫作業は平年より12日早い状況です。リンゴは、生育は平年より3日早く、体積比も平年比110パーセントとなっております。8月7日の強風で落果もありましたが、生育は順調です。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教育長 おはようございます。議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

令和2年6月3日から8月21日までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただきますので、お目通しいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

期間外となりますが、1点目は、毎年東京箱根間往復大学駅伝競走、いわゆる箱根駅伝に向けて行われる國學院大學陸上競技部駅伝チームの滝川合宿についてであります。今年1月の箱根駅伝において総合3位という好成績を収め、滝川市民に大きな喜びを届けてくれた國學院大學陸上競技部駅伝チームですが、前田監督をはじめ新チーム総勢26名の選手団が昨日9月3日に滝川に到着し、3泊4日の滝川合宿をスタートさせております。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参加者全員に直前2週間の健康チェックをしていただくなど、安全対策に万全を期した中での合宿となりますが、監督、主将の両名から来年の本大会に向けた力強い決意を聞くことができました。大会でベストパフォーマンスが発揮できるよう支援、協力をしてまいります。

2点目は、タキカワカイギュウ発見40年を記念しまして6月20日から8月23日までの期間、美術自然史館において開催されました特別展カイギュウの見た夢についてであります。今回の特別展では、体長8メートルにも及ぶタキカワカイギュウの全身実物化石を38年ぶりに展示いたしました。期間中は、市内外から5,097名の方が訪れ、会場ではタキカワカイギュウが発見された空知川で多くの市民の皆さんが化石を発掘する様子を上映するなど、当時の熱気をお伝えするとともに、滝川で発掘された様々な化石等も展示し、来場された皆さんに500万年前滝川が海であったことを実感していただきました。コロナ禍の影響で短い夏休みとなってしまった子供たちですが、自分が暮らす地域の自然環境や歴史を知るきっかけになったのではと考えております。

以上、口頭での教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第8号)

○議 長 日程第5、議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算(第8号)を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長 ただいま上程されました議案第1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、令和元年度国庫補助金等の事業費の確定などに伴う返還のための補正並びに新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による自治体職員協力交流事業の中止が決定したことにより、事業費を全額減額するための補正などが主な内容となっております。

1 ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ3, 255万円を追加し、予算の総額を274億1, 832万4, 000円としたいとするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2 ページから3 ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。2 款3 項1 目戸籍住民基本台帳費、補正額8 5 2 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。国は、海外におけるマイナンバーカードの利用や海外転出後のマイナンバーカード電子証明書の継続利用を可能とするため、海外転出後も削除されない戸籍の附票を活用し、関連するシステムをマイナンバーによって情報連携することを全国の自治体に通知したことを踏まえ、戸籍情報連携システムと住民基本台帳システムを改修するため補正したいとするもので、費用の全額が総務省及び法務省の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で措置されるものでございます。

3 款1 項1 目社会福祉費、補正額8 2 3 万 7, 0 0 0 円の増額につきましては2 点ございまして、1 点目は民生委員の活動に要する経費の補正でございます。令和2年4月1日より民生委員等関連経費負担金の単価が増額改定となったことを受け、民生委員児童委員連合協議会交付金を増額するため29万7, 000円を補正したいとするもので、費用の全額が北海道の民生委員委託金で措置されるものであります。2 点目は、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。この中でも2 点ございまして、1 点目は先進的な事業を行うための基盤整備を目的とした国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を財源とし、今年度において認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業を行う市内介護サービス事業者に対して地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を交付するため618万4, 000円を補正したいとするもので、費用の全額が厚生労働省の交付金で措置されるものでございます。2 点目は、介護施設などが開設時から質の高いサービスを提供できる体制整備の支援を目的に介護施設の開設準備を行う市内介護サービス事業者に対し、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金を交付するため175万6, 000円を補正したいとするもので、費用の全額が北海道から交付金で措置されるものでございます。

3 款2 項2 目保育所費、補正額2 0 9 万 3, 0 0 0 円の増額につきましては、保育所等の運営管理に要する経費の補正でございます。令和2年3月31日をもって廃止となった旧二の坂保育所の売却等を見据え、当初予算計上に間に合わなかった備品等の整理をするため、廃棄物収集運搬処理

及び屋外遊具等撤去等に係る費用を補正したいとするものでございます。

4款1項2目予防費、補正額394万2,000円の増額につきましては、感染症等対策に要する経費の補正でございます。予防接種法施行令の一部を改正する政令並びに予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正に伴い、令和2年10月1日より定期的予防接種の対象疾病としてロタウイルス感染症がA類疾病に追加されたことから、その費用について補正したいとするものでございます。

7款1項2目観光費、補正額1,058万5,000円の減額につきましては、自治体職員協力交流事業に要する経費の補正でございます。自治体職員協力交流事業によるモンゴル国から4名の建設技術研修員を受け入れ、滝川建設協会やスキルアップセンター空知などの協力の下、研修を行う予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大を受け、関係機関と協議を重ねた結果、日本国並びにモンゴル国両国民の感染防止を最優先に考え、今年度の事業中止を決定したことから、当該事業に係る予算全額を減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。10款6項4目図書館費、補正額156万4,000円の増額につきましては2点ございまして、1点目は図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により図書購入のためにとご寄附を賜りました寄附金を財源といたしまして、一般書などを購入するため151万1,000円を補正したいとするものでございます。2点目は、発達段階に応じた読書活動の推進事業に要する経費の補正でございます。不登校や障がいなど様々な困難を抱える子供たちが本を通して多くの人とコミュニケーションを深める機会を持つことで子供たちに笑顔が生まれ、生きる力が育まれるように関係機関と連携した読書活動を推進するための事業として、文部科学省からの委託事業、発達段階に応じた読書活動の推進事業を実施するため5万3,000円を補正したいとするもので、費用の全額が文部科学省の委託金で措置されるものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額1,877万4,000円の増額につきましては、令和元年度国庫補助金等の確定に伴う返還金の補正でございます。内訳といたしまして、感染症予防事業費等国庫補助金15万7,000円、障害者医療費国庫負担金290万1,000円、障害者医療費道費負担金85万8,000円、障害児支援給付費国庫負担金9万2,000円、障害児支援給付費道費負担金20万円、生活扶助費等国庫負担金653万1,000円、生活保護費道費負担金61万5,000円、医療扶助費等国庫負担金680万2,000円、介護扶助費等国庫負担金31万5,000円、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金19万4,000円、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金10万9,000円となっております。

以上、歳出合計で3,255万円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。17款2項1目総務費補助金から18款3項2目民生費委託金までは、いずれも歳出関連でございます。

22款1項1目繰越金1,573万5,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

以上、歳入合計で3, 255万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第6 議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議 長 日程第6、議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第2号 令和2年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度から国の保険者努力支援制度が抜本的に強化されたことに伴い、病気の予防、健康づくりを中心とした保健事業をさらに推進するため新たな事業を行うためのものです。

議案の1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算にそれぞれ475万5,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ45億2,783万6,000円とするものでございます。

第2項で、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページをお開き願います。2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

4ページ、5ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。補正の内容につきまして事項別明細書歳入からご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。3款1項1目保険給付費等交付金475万5,000円の増額は、保険者努力支援分として特別調整交付金が

交付されることによるものでございます。

歳入合計で475万5,000円の増額となります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。5款1項1目特定健康診査等事業費475万5,000円の増額です。病気の予防、健康づくりを目的とした保健事業となります特定健康診査40歳前勧奨事業、2つ目に疫学分析に基づく医療費適正化額の可視化事業、3つ目にポストコロナにおける行動変容介入事業を新たに行うためのものでございます。

歳出合計475万5,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げますと議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第7 議案第3号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第7、議案第3号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第3号 令和2年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

このたびの補正は、保険事業勘定におきまして令和元年度に国、北海道、社会保険診療報酬支払基金から概算交付をされておりました介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金等につきまして実績額の確定の結果、超過交付額について本年度において償還するために増額補正を行いたいとするものです。

1ページを御覧願います。第1項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,227

万5,000円を追加し、予算の総額を39億5,790万9,000円とするものです。

第2項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の同勘定の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によることです。

2ページ、3ページをお開き願います。2ページ、3ページは、第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通しを願います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開き願います。7款1項2目償還金につきましては補正額1,227万5,000円を増額するもので、償還金の内訳としましては、介護給付費負担金として国へ392万7,614円、北海道へ330万5,377円、地域支援事業費交付金として国へ272万2,514円、北海道へ144万2,559円、支払基金へ87万7,296円の償還となっており、歳出合計で1,227万5,000円を増額となったところです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開き願います。7款1項1目繰越金、補正額1,227万5,000円の増につきましては、補正に必要な財源を繰越金で調整したいとするもので、歳入合計で1,227万5,000円を増額となったところです。

以上で議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第8 議案第4号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)

○議 長 日程第8、議案第4号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第4号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第3号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る医業収益の減少に伴う特別減収対策企業債の借入れ及び新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業による補正でございます。

1 ページを御覧ください。第1条は、総則です。

第2条は、特別減収対策企業債の借入れに併せて医業収益の減少分に見合った年間患者数に修正するため、令和2年度滝川市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正したいとするもので、年間患者数の入院を4,380人減として、補正後7万4,460人に、年間患者数の外来を9,963人減とし、補正後17万9,334人に、1日平均患者数の入院を12人減とし、補正後204人に、1日平均患者数の外来を41人減とし、補正後738人とするものです。

第3条は、予算第3条中「定める。」の次に「なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収益減少等の補てんの財源に充てるため、企業債4億2,590万円を借り入れる。」を加え、同条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。

収益的収入ですが、第1款病院事業収益を2億1,337万1,000円減額し、補正後70億2,437万2,000円に、第1項医業収益を3億4,837万1,000円減額し、補正後55億6,296万3,000円に、第4項特別利益を新設し、1億3,500万円を計上し、補正後1億3,500万円にするものです。

収益的支出ですが、第1款病院事業費用を1億3,500万円増額し、補正後74億7,675万2,000円に、第4項特別損失を新設し、1億3,500万円を計上し、補正後1億3,500万円とするものです。

2 ページをお開きください。第4条は、予算第5条の表に定めた企業債の起債目的に特別減収対策企業債を追加し、限度額を4億2,590万円としたいとするものです。

3 ページから7 ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

8 ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明させていただきます。1款4項1目としてその他特別損失を新設し、1億3,500万円を計上し、補正後1億3,500万円とするものです。内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業のため増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款1項1目入院収益で1億7,891万6,000円の減額を行い、補正後32億8,375万円に、1款1項2目外来収益で1億1,927万8,000円の減額を行い、補正後21億4,675万9,000円に、1款1項3目その他医業収益で5,017万7,000円の減額を行い、補正後1億3,245万4,000円に、1款4項1目としてその他特別利益を新設し、1億3,500万円を計上し、補正後1億3,500万円とするものです。内訳といたしましては、入院収益、外来収益、公衆衛生活動収益及びその他の医業収益について特別減収対策企業債の借入額に見合った本年度分上半期に見込まれる医業収益の減収分を減額補正したいとする

ものです。特別利益につきましては、先ほど支出で申し上げました新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業のため増額補正したいとするものです。

10ページから11ページまでは、注記ですので、お目通し願います。

以上、議案第4号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 それでは、何点か質疑をさせていただきますが、最初に本案に異議を唱えるとかそういう意味ではなくて、何点かクリアにさせていただきたいので、そういう意味で質疑させていただきますが、恐らくご答弁されるのは様々なものを繰り出す側の方にご答弁をいただくことになると思うのですが、まず1点目です。事前にご説明をいただいている部分の中に、今回の特別減収対策企業債に関する総務省通知が5月29日に発出をされまして、その後内部協議を経て許可申請書を提出し、そういう流れになっていると思うのですが、当初この借入額を15億円ぐらいと想定されていたというご説明でしたので、その関係でなのですが、ちょっとよく分からないのがもともとの当初最初に出た総務省通知がここでいう新型コロナウイルス感染症による資金不足額のための企業債ですから、結果から言うと一次分として4億数千万円という部分が妥当だというふうに私は思うのですが、さらに7月31日に改めて総務省が新型コロナウイルスの影響以外の資金不足額は控除するというのをわざわざ出されているということは、当初の総務省通知がそれ以外の、以前の資金不足も含まれるかのような読み取りができたのか、もしくはそうではないのだけれども、各自治体病院がこぞってこれまでの不足額を協議の中に加えてきたということに対するものなのか、その辺の関係を1つ伺います。

それと、2点目なのですが、この企業債の償還年限は15年以内というふうになっております。15年を予定されているのかどうか。

それから、3点目なのですが、ここでいう新型コロナウイルス感染症による影響に限った算定というふうになっていますが、その算定ってどうやって出されているのか。恐らく昨年度の前年同月と収支差額なのか分かりませんが、ざっくりで結構です。お話しをいただきたいというふうに思うのと、4点目なのですが、二次協議分が残されておりますので、何とも言えませんが、当初もくろんでいた、予定していた借入額に達しないだろうというふうに思われるのですが、今後の見通し、非常に厳しくなるというふうに思いますが、ご答弁いただける範囲でお願いをします。

○議 長 それでは、答弁を求めます。堀之内総務部次長

○堀之内総務部次長 ではまず、1点目ですが、当初の部分で資金不足額がどういうふうになっているのかということですが、当初の部分につきましては5月の通知がありました。この中身であります。これにつきましては国から計算式が示され、計算式といいますか、この部分を使って出してくださいという特別減収対策企業債対象算定表というのが来ています。それに基づきますと、まず1つ目が令和2年度決算見込みを基に算定した地方財政法施行令第15条第1項第1号の額というのがありまして、これは何かといいますと流動負債の部分にプラスして、令和2年度を1年間ど

れぐらい落ち込みますかというようなことをあくまでも想定でつくるものになっています。それと、もう一つが同法の施行令第15条第1項第3号の額ということで、これは流動資産と言われる部分です。これらを予測の数値を入れて、資金不足が発生する額を一旦算出しております。それと、もう一つは、令和元年度と平成30年度の決算を基に算定したそれぞれの資金不足額のどちらか低いほう、令和元年度、平成30年度のどちらか低いほうを差し引いた額を対象経費ということになっております。この時点で、議員がご指摘のとおり、総務省通知ではこの計算をした額が対象経費ということになっておりまして、それ以外の分については何ら通知がございませんでした。ですので、我々としては最大15億円が借入れできるものということで判断して、この資料を提出しているというところであります。

2点目、償還年限15年、これを4億2,500万円でも15年使うのかというような意味で捉えておりますが、この部分についてはまずは15年償還を基本に考えたいというふうに思っております。

それと、コロナの影響に限った算定ということで、4億2,500万円、これがどういうふうに計算されたのだということになっていると思うのですが、まず経過をたどりますと、先ほどちょっと重複するかもしれませんが、まず先ほど言いました提出した資料、これは一次協議と言われる部分でして、これの借入れに関する資料というのは6月中旬に提出しました。ここでは15億円ということで、借入れの上限額として一定程度の審査を終えていたと。しかし、途中から資金不足発生見込額という先ほど言いました流動資産から流動負債を差し引いた額が約19億7,000万円と見込んでいました。ここから突然滝川市が策定した市立病院改善計画で収支改善を図る予定である令和2年度と3年度の差なのですが、そこの6.8億円を差し引いて12.9億円としなさいというような指示が来ました。またさらに、その12.9億円を上半期と下半期に分けるとということで、一旦ここで6.45億円というのが示されました。この時点で道庁に対しましてどういう根拠なのだということで問いただしておりますが、その後またさらに今度は先ほど申し上げました資金不足発生見込額を計算する根拠ではなくて、令和元年度の2月から3月分の実際の減収額、それに令和2年度の4月から6月までの実質減少額、それにその令和2年度4から6月の減収の割合を基に7から9月の減収見込額、これを算出しなさいということで、ここは道とかなりやり取りをして、最終的に一番最初の通知から大きく変わって、ここが4.25億円というような経過をたどっております。

それから、仮に15億円ではないと、4.25億円で止まってしまった場合ということも含めまして、今後の見通しということでお話がありました。ここにつきましては、令和元年度に策定いたしました第2期財政健全化計画、これの令和5年度までの収支不足額が19億4,100万円ということで、事務事業の見直し、組織、人件費の見直しなどによりまして病院事業会計へ繰り出す額を決めて、令和8年度末までに収支不足を解消していくというような計画でありました。コロナの影響分も含めて、こうした状況もありまして計算せざるを得ないということで、現時点、あくまでも予測ですが、現時点で19億4,100万円の分がコロナの影響も含めると22億4,000万円程度に膨らむのではないかと。これは令和5年度までの分の数値、累積も含めてです。という

ことで、あくまでもこれは現時点の予測ですが、今回の企業債で4億2,500万円、これ15年償還ということですが、それを差っ引くと残り18億1,500万円が対象経費となるというふうに考えています。

ただ、一方で現在厚生労働省が緊急包括支援交付金、これでコロナに係る空床確保分ですとか、それから新型コロナ疑い患者受入れのための院内感染防止対策病院に対する交付金など、幾つかのメニューが制度化されております。まだ詳細に至っておりませんが、今後そういった交付金ですとか、あとコロナの影響、これから冬にかけて滝川市内の状況がどうなっていくのかというようなことも含めて、計画全体の対象経費というのを考えていかなければならないというふうに考えていますが、いずれにしましてもこの4.25億円になった経過につきましては、我々としても実は完全に納得しているわけではないと。法的な根拠も含めて、既に道庁とは協議していますが、総務省とも今後協議をしていく中で最終的な借入れ協議額は決めていきたいと。国としては、まずは4.25億円というような言い方もしておりますので、二次協議も含めていろいろ検討はされるのだろうかというふうには思っていますが、いずれにしましても我々としてはまだまだ協議が残されているというふうには考えております。

以上です。

○議 長 荒木議員、再質疑につきましては、一応今ここでの補正に対する説明とただいまの堀之内総務部次長の詳細な説明あったわけですが、さらに細かい質疑に入っていきますか。確認ということですね。では、荒木議員。

○荒木議員 1つちょっと伺っておきたいのが、詳細な説明をいただいて大分分かったのですが、一次協議とか二次協議とかという文言が出てくるのですが、あくまでも私は9月末までの分が一次協議だという認識なのです。10月以降のコロナに関する減収分については二次協議、それがいつまでなのかは分かりません。年度内が区切られているのか分かりませんが、そういう認識でよろしいのですよね。要するにやり取りが納得しない、自治体側が納得しないから二次協議だという意味ではないのですよね。

○議 長 堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 国の仕切りとしましては、一次協議というのが先ほど私も申し上げましたが、6月中旬までが一旦終わっております。その後9月臨時協議分ということで、これがいわゆる1.5次と言われるものでして、9月臨時協議というのも設けております。それ以降12月まで提出する分が二次協議となっております、滝川市は一次協議において借入れをしたいという道を選択して協議に入ったということになっております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第9 議案第5号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）

○議長 長 日程第9、議案第5号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川ふれ愛の里地ビール製造施設）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例についてご説明いたします。

滝川市産業振興部が所管する地ビール製造施設に関し、令和2年11月1日からの指定管理期間について、指定管理者の事務条例第5条第1項にかかわらず5月とするものであります。

理由は、地ビール製造施設を除く滝川ふれ愛の里の指定管理者の指定の期間の終期が市の会計年度の末日である令和3年3月31日までであることから、滝川ふれ愛の里施設全体の指定管理期間の終期を統一するため、この条例を制定したいとするものであります。

附則として、1、この条例は、公布の日から施行するものであり、2、この条例は、令和3年3月31日限りで失効するものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号 公の施設の指定管理者の指定についてに関しましてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

管理を行わせる公の施設は滝川ふれ愛の里地ビール製造施設であります。指定管理者となるべき団体は、大雪地ビール株式会社で、代表者は代表取締役、井内敏樹氏であります。指定期間は、令和2年11月1日から令和3年4月1日までの5月であります。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

すみません。議案第10号の説明で一部訂正させていただきます。指定期間です。令和2年11月1日から令和3年3月31日までの5月であります。大変失礼いたしました。

○議 長 説明が終わりました。  
これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。  
(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
これより一括討論に入ります。討論ございますか。  
(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。  
これにて討論を終結いたします。  
これより議案第5号及び第10号の2件を一括採決いたします。  
本案を可決することに異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第5号及び第10号の2件はいずれも可決されました。  
ここで新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため議場内の空気の入替えを行いたいと思います。  
再開は午前11時ちょうどといたします。5分の休憩をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第6号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第6号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

今回の改正につきましては、建築基準法等に基づく事務の手数料額について審査区分の細分化や業務実態に即した価格に見直されたこと及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律が令和元年11月16日より施行され、新たな審査区分が追加されたことに伴う改正でございます。北海道において7月1日より手数料額が改定されたことを受け、当市におきましてもこれまでと同様北海道に準じて手数料額を改定したいとするものでございます。

今回の手数料額改定でございますが、建築基準法に基づく審査に係る手数料額の改定及び追加、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく審査手数料額の審査区分の追加でございます。

次に、改定内容でございますが、参考資料にてご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。別表第2条第1項関係、12の項、建築基準法に基づく事務の手数料額についてです。第1号は、私道の認定の申請手数料額です。

第3号から2ページ、第5号までは、通常建築物は1敷地1建物を原則としていますが、1つの敷地に複数の建築物の建築を認める一団地認定と言われる認定申請手数料額です。改定した手数料額は、表のアンダーラインで示した部分となり、実績に基づき業務に要する時間等実態に即した改定としております。

2ページ下段から3ページをお開き願います。13の項、建築基準法に基づく審査のうち、確認申請に係る手数料額についてです。第1号及び第2号は、建築物及び工作物の新築、増築、改築の確認申請に係るものです。第1号アからエについては、建築士以外の者による設計で全ての審査が必要となる場合と建築士による設計で一部審査が省略可能な特例の場合とで審査区分が細分化されたことによる改定でございます。第1号オ及び3ページ下段から4ページの第2号については、実績に基づき業務に要する時間等実態に即した改定としております。

第3号及び5ページの第4号は、建築物及び工作物の新築、増築、改築の完了検査申請に係るものでございます。第3号アからエについては、建築士以外の者が工事監理者として施工し、全ての審査が必要となる場合と建築士である工事監理者によって施工され、一部審査が省略可能な特例の場合とで審査区分が細分化されたことによる改定でございます。第3号オ及び第4号については、実績に基づき業務に要する時間等実態に即した改定としてございます。

13の3項、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく審査に係る手数料額の改定についてです。市街地において通常の住宅よりも断熱性能の高い住宅で二酸化炭素を抑制するための措置が講じられた住宅の普及を目的として創設された認定制度です。省令の条項整理に伴う文言整理を含め、表のアンダーラインで示した部分が改定となります。手数料額は、滝川市で審査する場合の手数料額と括弧内に示した事前に評価機関等で審査を受けた場合の手数料額の表示となっております。第1号は、新築等計画の認定申請の審査で、共同住宅の面積区分について現行のイ、(ア)及び(イ)を新たに項目が加わることにより、改正後のイ、(ア)、aとbに集約いたします。6ページをお開き願います。追加となる手数料額は、(イ)、aからdとなりますが、建築物省エネ法に係る改正省令の施行により、共同住宅におけるエネルギーの消費性能の算出について従来よりも簡易な方法が新たに追加されたものでございます。

第2号は、一度申請を受けた後、変更があった場合における区分となりますが、前号同様に7ページ、現行のウ、(ア)及び(イ)を新たに項目が加わることにより、改正後のウ、(ア)、aとbに集約をいたします。追加となる手数料額は、(イ)、aからbとなりますが、前号同様に改正省令の施行により、共同住宅におけるエネルギーの消費性能の算出について従来よりも簡易な方法が新たに追加されたものでございます。

8ページをお開き願います。13の4項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく審査に係る手数料額の改定についてです。通常の住宅よりも断熱性能の高い住宅で、省エネ性能の向上を図るために創設された認定制度であります。省令の条項整理に伴う文言整理を含め、表

のアンダーラインで示した部分が改定となります。手数料額は、低炭素建築物と同様、滝川市で審査をする場合の手数料額と括弧内に示した事前に評価機関等で審査を受けた場合の手数料額の表示となっております。第1号は、エネルギー消費性能向上計画の認定申請の審査で、共同住宅の面積区分について現行のイ、(ア)及び(イ)を新たに項目が加わることにより、改正後のイ、(ア)、aとbに集約をいたします。9ページをお開き願います。追加となる手数料額は、(イ)、aからdとなりますが、建築物省エネ法に係る改正省令の施行により、共同住宅におけるエネルギー消費性能の算出について従来よりも簡易な方法が新たに追加されたものでございます。

10ページをお開き願います。第2号は、一度申請を受けた後、変更があった場合における区分となりますが、前号同様に現行のウ、(ア)及び(イ)を新たに項目が加わることにより、改正後のウ、(ア)、aとbに集約をいたします。追加となる手数料額は、10ページ下段から11ページの第2号、ウ、(イ)、aからdとなりますが、前号同様に改正省令の施行により、共同住宅におけるエネルギーの消費性能の算出について従来よりも簡易な方法が新たに追加されたものでございます。

第3号は、既存住宅における認定区分となります。ア、(イ)、a及びbについて既存一般住宅における計算方法が新たに追加されたことによるものでございます。12ページをお開き願います。イ、(イ)、13ページ、a及びbについては、既存共同住宅における計算方法が新たに追加されたことによるものでございます。

14ページをお開き願います。附則といたしまして、この条例は、令和2年10月1日から施行したいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第11 議案第7号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例

議案第9号 滝川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

○議長 日程第11、議案第7号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例、議案第9号 滝川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市児童館条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、滝川市江部乙地区コミュニティセンターの機能を滝川市農村環境改善センターに集約することに伴い、滝川市江部乙町児童館を江部乙地区コミュニティセンター内から農村環境改善センター内に移転するために改正したいとするものです。

改正の内容につきましては、別表第1の滝川市江部乙町児童館の項中、児童館の位置を滝川市江部乙町西12丁目3番7号から滝川市江部乙町東11丁目13番1号に改めたいとするものです。

附則としまして、この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしたいとするものです。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 続きまして、議案第9号 滝川市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の提案の趣旨は、滝川市農村環境改善センター施設整備計画により、施設の老朽化が進む同じコミュニティ機能を持つ江部乙地区コミュニティセンターの機能を農村環境改善センターに集約するとともに、双方の施設が持つ機能を今後も継続して維持し、かつ江部乙地域における世代間交流や地域活動などの役割を担うための施設改修に伴いまして所要の整備を行いたいとするものでございます。

条例改正の内容につきましては、議案第9号参考資料の新旧対照表でご説明いたしますので、資料の1ページをお開きください。現行の条例第4条、活用と第5条、使用につきましては、新たに第4条、事業として整理統合し、センターは第1条の規定による設置の目的、すなわち農村コミュニティ活動を推進し、地域住民の福祉と健康を増進するという目的を達成するために必要と認められる事業を行うということに改めたいとするものであります。これは、江部乙地域におけるコミュニティ施設の集約化に併せて、今後地域における新たな役割を担う機能となることから、必要に応じて機動的な事業の活用が図られるよう活用と使用に係る内容を削除し、新たに第4条として規定するものでございます。

第7条、使用の制限につきましては、江部乙町児童館の移転に伴いまして児童館活動のために施設を使用するときは、ほかの各地区コミュニティセンターにおける取扱いと同様に児童館活動による使用を優先させるため、ほかの使用を制限するための規定の追加でございます。

次のページをお開きください。附則第4項、第5項は、暫定措置として施設の集約化による利用者の集中の緩和を図るために多目的室の個人使用を可能とするとともに、一定の種類の運動につい

て多目的室の使用を許可する規定を追加するものでございます。

別表第1、使用料の表になります。今回の改善センターの改修に併せまして大きく3点の改正を行います。1点目は、改善センターの改修に伴い、一部の部屋の名前を改正しております。2つ目に、1階に新設しました集いの場の使用料金を新たに規定しております。この集いの場につきましては、地域の皆様の休憩所やコミュニケーションの場として使用していただくフリースペースとしての活用を想定して新設したものでありますので、通常は無料で使用していただくものであります。イベントなどの開催を目的としてこのフリースペースである集いの場を主催者が占用して使用する場合には使用料を徴収するための規定であります。3点目につきましては、第3研修室及び多目的室の半室利用の使用料金を追加しております。地域におけるコミュニティ施設の集約化により改善センターに利用者が集中することの緩和に加え、少人数でも利用しやすい使用を可能とすることを目的として改修するものであります。

3ページを御覧ください。次に、体育館についてですが、旧多目的ホールを体育館と名称変更するとともに、備考で半面のみ使用料金の設定を追加するものです。これも先ほどと同様地域におけるコミュニティ施設の集約化による利用者の集中の緩和、あるいは児童館利用の際でも体育館の半面を利用できるようなことを想定しての改正でございます。

附則になります。まず、第1項は、施行期日につきましては規則で定める日とし、第2項、経過措置として規則で定めるこの条例の施行日前に改正前の条例に基づいて行った処分、手続の行為の効力を改正後においても継続させるため、これらの行為を改正後の条例に基づく行為とみなす規定とするものであります。

なお、この条例の施行日につきましては、準備の都合上前後することもあります。現在の予定では12月7日を想定しているところであります。

以上で議案第9号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号及び第9号の2件を一括採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び第9号の2件はいずれも可決されました。

◎日程第12 議案第8号 滝川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第12、議案第8号 滝川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、令和2年6月5日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布され、令和3年3月31日までとしていた居宅介護支援事業所における管理者の要件について、介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更する規定の適用を猶予する経過措置期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とする改正が行われたことから、当該改正に伴う所要の整備を行うため改正したいとするものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧ください。第5条につきまして、令和3年4月1日以降居宅介護支援事業所の管理者となるものは、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員でなければならないとされているところですが、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができるとするものであります。

次に、附則につきまして、第2項は、先ほどの第5条第2項の管理者の規定に係る経過措置を令和9年3月31日まで延長するもの、また附則第3項、第4項をそれぞれ第4項、第5項に繰り下げ、第3項として令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でないものが管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り令和9年3月31日までの間、引き続き令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができるとするものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行したいとするものですが、第5条第2項の管理者要件の臨時的な取扱いについては、令和3年4月1日から施行したいとするものです。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第13 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議 長 日程第13、議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案の提案の趣旨でございますが、令和2年3月31日をもって山越郡衛生処理組合が解散し、令和2年9月30日をもって奈井江、浦臼町学校給食組合が解散することに伴い、規約の一部を変更したいとするものであります。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議によりこれを定めなければならないことから、構成市である滝川市として本議案を提出するものであります。

議案本文の記以下でございますが、北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約であります。先ほど提案の趣旨を申し上げましたとおり、解散、脱退に伴い、参考資料、新旧対照表のとおり、別表の改正を行いたいとするものでありますので、お目通し願います。

最後に、附則として、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

以上、議案第11号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

◎日程第14 報告第1号 令和元年度決算に係る健全化判断比率について

○議長 長 日程第14、報告第1号 令和元年度決算に係る健全化判断比率についてを議題といたします。

説明を求めます。堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 令和元年度決算に係る健全化判断比率についてご説明いたします。

平成20年4月1日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が一部施行され、各地方公共団体は平成19年度決算から財政の健全性に関する指標の公表を実施することとなりました。さらに、平成21年4月1日には一定の比率を超えた場合の計画策定義務等を含む全体の法律が施行となったことから、各比率が早期健全化基準、財政再生基準を超えた場合には財政健全化計画や財政再生計画を策定し、財政の健全化を進めることとされております。滝川市各会計令和元年度決算等に基づき同法第3条第1項の健全化判断比率を算定した結果、いずれの指標についても健全段階となりました。当該健全化判断比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同法第3条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとするものであります。

健全化判断比率の各指標について順次ご説明いたします。まず、実質赤字比率です。この指標は、普通会計における毎年の現金不足を確認するための指標です。普通会計とは、滝川市の場合一般会計、公営住宅事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の3会計を指します。普通会計の実質収支額が赤字となった場合には当該比率が算定されます。令和元年度決算に係る普通会計の実質収支額は8億6,851万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、滝川市において標準財政規模により算定されます法施行令第7条の規定による早期健全化基準は13.13パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は20.00パーセントとなっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。この指標は、普通会計のほかに各特別会計、企業会計を連結して毎年の現金不足を確認する指標であり、連結対象会計の実質収支合計額が赤字となった場合に当該比率が算定されます。令和元年度決算に係る連結対象の各会計の実質収支額の合計は7億9,689万円の黒字となっておりますことから、当該比率は該当いたしません。なお、法施行令第7条の規定による早期健全化基準は18.13パーセント、法施行令第8条の規定による財政再生基準は30.00パーセントとなっております。

次に、実質公債費比率でございます。この比率は、全会計及び一部事務組合における毎年の公債費負担の適正度を確認する指標です。令和元年度決算に係る実質公債費比率は9.7パーセントと

なっております。これまで計画的に公債費負担を軽減してきたことなどにより、平成30年度の10.2パーセントから0.5パーセントの改善となっており、早期健全化基準の25パーセントを下回っております。

最後に、将来負担比率でございます。この指標は、全会計、一部事務組合、第三セクター等を含めて将来的に普通会計が負担すべきである債務等の大きさの適正度を確認する指標です。健全化判断比率の中で唯一財政再生基準がありません。令和元年度に係る将来負担比率は75.3パーセントとなっております。普通会計の地方債残高及び公営企業債残高が減少したこと並びに充当可能基金を増加したことなどにより、平成30年度の88.2パーセントから12.9パーセントの改善となっており、早期健全化基準である350パーセントを下回る数値となっております。

なお、監査委員からは審査意見として、厳しい地方財政の状況を踏まえ、歳入面では徹底して自主財源の確保に努められ、歳出面では事業の重点化を一層進めるなど、安定した財政基盤を構築されるよう要望するとの意見をいただいております。現状の財政の健全性をさらに高めるとともに、それを一過性のものとしないうえにも今後とも財政健全化に努めてまいります。

以上、報告第1号とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第15 報告第2号 令和元年度決算に係る資金不足比率について

○議 長 日程第15、報告第2号 令和元年度決算に係る資金不足比率についてを議題といたします。

説明を求めます。堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 ただいま上程されました報告第2号 令和元年度決算に係る資金不足比率についてご説明いたします。

報告第1号と同じく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、各公営企業会計において事業規模の20パーセントを超える資金不足が発生した場合、当該公営企業において早期に経営健全化基準以下とすることを目標とした経営健全化計画を策定し、経営の健全化に努めなくてはならないとされております。各会計令和元年度決算に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の資金不足比率について算定資料とともに監査委員に提出し、所定の審査を終えましたことから、同条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して今議会において報告を行い、ご承認をいただいた上で公表したいとします。

まず初めに、滝川市病院事業会計についてですが、8億5,090万円の資金不足が生じたため、資金不足比率は15.7パーセントとなりました。次に、滝川市下水道事業会計についてですが、

資金不足が発生しておりませんことから、当該比率は該当いたしません。

なお、監査委員からは審査意見として、病院事業会計に対し、経営健全化計画の策定を要する基準を超えてはいないが、滝川市立病院経営改善計画に基づき資金不足を解消し、健全経営を図りたいとの意見をいただいております。

以上、報告第2号とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第16 令和元年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第 1号 令和元年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 令和元年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 令和元年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 令和元年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和元年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和元年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 令和元年度滝川市下水道事業会計決算の認定について

認定第 8号 令和元年度滝川市病院事業会計決算の認定について

議案第12号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議 長 日程第16、令和元年度決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに認定第1号から第8号までの令和元年度滝川市各会計決算の認定について、議案第12号 決算審査特別委員会の設置について、選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

令和元年度決算大綱の説明を求めます。市長。

○市 長 令和元年度各会計の決算をご審議いただくに当たり、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでありますが、審査に先立ちまして、各会計決算の

大綱をご説明申し上げます。

令和元年度の当初予算は、一般会計200億3,700万円、特別会計103億4,298万円、下水道事業会計支出26億9,676万円、病院事業会計支出78億8,557万円、合わせて409億6,231万円を計上したところでありますが、その後補正予算と平成30年度からの繰越事業費繰越額を含めた最終予算額は一般会計219億8,136万円、特別会計103億8,525万円、下水道事業会計支出27億9,442万円、病院事業会計支出79億9,168万円、合わせて431億5,271万円となったところであります。

令和元年度は、総合計画の着実な推進を図りながら、まちの成長力を確保するために策定された「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を実行するとともに、厳しい財政状況を鑑み策定された「滝川市財政健全化計画」最終年としての実行により、事務事業の見直しによる効率化を図るなど、持続可能な財政基盤を築くための取組を推進してまいりました。

基金につきましては、厳しい財政状況にありながらも、ふるさと基金ほかで4億3,670万円を積み立てることができたことなどにより、基金残高総額は前年度比3億7,041万円の増額となりました。

以下、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

一般会計におきましては、予算額219億8,136万円で、歳入213億9,561万円に対し、歳出205億7,176万円で、差引き8億2,385万円の剰余を生じました。歳入につきましては、収入済額と予算現額を比較しますと5億8,575万円の減となっており、その主な内容は、繰越金4億9,989万円、地方交付税8,063万円、市税6,262万円、地方特例交付金3,417万円、分担金及び負担金607万円の増となり、国庫支出金3億2,762万円、繰入金3億1,453万円、市債3億1,420万円、諸収入1億8,175万円、地方消費税交付金6,793万円、道支出金3,998万円、使用料及び手数料1,257万円の減となったことなどによりますが、令和2年度に歳入されるべき繰越明許費に係る歳入予算額が国庫支出金で1億1,088万円、地方債2億6,630万円、計3億7,718万円計上されておりますことから、これを差し引いた実質的な歳入は2億857万円の減となったところです。

一方、歳出におきましても、予算現額と支出済額を比較しますと14億960万円の減となっておりますが、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、下水道事業会計出資金や道営土地改良事業負担金など繰越明許費として令和2年度に繰り越して歳出することを決定した予算額3億9,399万円が計上されておりますことから、実質的には10億1,561万円の減となりました。歳入のうち、市税、使用料及び手数料、財産収入などの自主財源は全体の38.6パーセント、地方交付税、国・道支出金、市債などの依存財源は61.4パーセントとなっております。

自主財源の内訳といたしましては、市税43億8,464万円、諸収入12億8,903万円、寄附金10億6,490万円、繰越金7億1,667万円、使用料及び手数料5億959万円、分担金及び負担金1億4,637万円、繰入金9,802万円、財産収入4,562万円となり、また依存財源の内訳は、地方交付税68億957万円、国・道支出金43億2,647万円、市債9億2,438万円、その他10億6,766万円となっております。

一方、歳出につきまして性質別に見ますと、扶助費40億1,149万円、補助費等40億951万円、人件費32億8,655万円、繰出金22億2,911万円、物件費19億6,637万円、公債費18億3,157万円、貸付金9億1,538万円、建設事業費7億6,862万円、維持補修費6億3,947万円、出資金4億7,697万円、積立金4億3,670万円となっております。

次に、特別会計におきましては、特別会計全体として、歳入101億8,289万円に対し、歳出98億5,180万円で、差引き3億3,109万円の剰余を生じました。

国民健康保険特別会計では、予算額46億1,202万円で、歳入決算額46億1,033万円、歳出決算額45億1,900万円で、差引き9,133万円の剰余を生じました。なお、剰余のうち7,000万円を基金へ繰入れし、残りを翌年度財源として繰越しました。

歳入について見ますと、道支出金34億7,022万円、国民健康保険税6億7,362万円、繰入金4億3,219万円、諸収入などその他3,430万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、保険給付費33億4,810万円、国民健康保険事業費納付金10億1,788万円、総務費7,143万円、保健事業費4,457万円、基金積立金2,500万円、諸支出金などのその他1,203万円となりました。

公営住宅事業特別会計では、予算額8億2,416万円で、歳入決算額8億6,884万円、歳出決算額8億738万円で、差引き6,146万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、使用料及び手数料3億1,249万円、繰入金2億7,129万円、市債2億2,690万円、繰越金5,611万円、諸収入203万円、財産収入2万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、住宅事業費5億9,905万円、公債費1億8,101万円、諸支出金2,732万円となりました。

介護保険特別会計では、まず保険事業勘定で予算額41億7,851万円で、歳入決算額39億2,247万円、歳出決算額37億7,121万円で、差引き1億5,126万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、支払基金交付金9億1,840万円、国庫支出金8億8,739万円、介護保険料7億7,124万円、繰入金6億531万円、道支出金5億4,269万円、その他財産収入、繰越金、諸収入1億9,744万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、保険給付費32億1,662万円、地域支援事業費2億9,769万円、総務費1億1,634万円、その他保健福祉事業費、基金積立金、公債費、諸支出金1億4,056万円となりました。

また、介護サービス事業勘定では、予算額7,509万円で、歳入決算額9,412万円、歳出決算額6,814万円で、差引き2,598万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、サービス収入7,206万円、繰越金2,202万円、その他繰入金、諸収入4万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、サービス事業費6,814万円となりました。

後期高齢者医療特別会計では、予算額6億1,713万円で、歳入決算額6億1,353万円、歳出決算額6億1,247万円で、差引き106万円の剰余を生じました。

歳入について見ますと、後期高齢者医療保険料4億1,692万円、繰入金1億9,491万円、繰越金108万円、広域連合支出金などその他62万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、後期高齢者医療広域連合納付金5億9,435万円、総務費などその他1,812万円となりました。

土地区画整理事業特別会計では、予算額7,833万円で、歳入決算額7,360万円、歳出決算額7,360万円で歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。

歳入について見ますと、繰入金4,520万円、市債2,840万円となったところです。

一方、歳出について見ますと、土地区画整理事業費6,666万円、公債費694万円となりました。

次に、企業会計について申し上げます。

下水道事業会計の収益的収支では、事業収益13億6万円に対し、事業費用12億4,587万円で、5,419万円の純利益となりました。

また、資本的収支では、収入8億7,842万円に対し、支出13億1,739万円で、差引き不足額4億3,897万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金で補填しました。

病院事業会計の収益的収支では、事業収益63億7,415万円に対し、事業費用は69億9,250万円となり、当初予算では4億4,649万円の純損失を見込んでいましたが、6億1,835万円の純損失となりました。

また、資本的収支では、収入1億1,090万円に対し、支出5億7,348万円で、差引き不足額4億6,258万円となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填をし、なお不足する額は一時借入金で措置しました。

以上、各会計の決算の内容についてご説明申し上げます。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率については、今議会において報告第1号、報告第2号として健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行ったところではありますが、いずれの指標についても健全段階であります。厳しい財政状況の中、財源補填的な基金を繰り入れずに財政運営が可能となるよう今後より一層財政の健全化を進め、その状況について透明性を持ってお知らせしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

令和元年度各会計の決算の詳細につきましては、事前配付させていただきました款別説明概要にてお示ししておりますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願いを申し上げます。

なお、数字等の読み違いがございましたら、配付をさせていただいております決算書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます、以上決算大綱といたします。

○議 長 続きまして、監査委員の決算審査報告を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 令和元年度の滝川市各会計及び公営企業会計の決算審査につきまして、滝川市監査基

準に準拠して行いましたので、ご報告申し上げます。

初めに、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定によります滝川市の各会計歳入歳出の決算審査でございますが、お手元の決算審査意見書をお開き願います。1ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか、国民健康保険特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び土地区画整理事業特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況であります。

審査の期間、審査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、表示された計数を関係諸帳簿と照合した結果、正確であると認められ、予算は適正に執行され、予算の流用及び予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましても計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

2ページの審査の概要であります。一般会計及び特別会計を合わせた決算状況では、実質収支額は11億3,813万1,000円の黒字となり、また前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額では一般会計は9,685万2,000円、特別会計は315万9,000円、総額では1億1万1,000円、それぞれ黒字となっております。

審査意見といたしまして、令和元年度予算は計画の最終年度となった滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略や石狩川滝川地区水害タイムラインの本運用に向けた取組などを達成すべく創意工夫を図りながら事業の重点化を行い、予算編成され、行財政改革と市立病院の経営改善など新たな課題が山積する中、財政の健全化を念頭に置き、予算が執行されました。

決算の状況であります。歳入においては市税の徴収対策の強化による収納率の向上やふるさと納税のポータルサイトの拡充などによる寄附額の大幅な増加が見られ、歳出においては目標をおおむね達成されました財政健全化計画による財政出動の抑制や経費節減等の効果の現れが見られます。また、経常収支比率であります。依然として高い水準で推移しているものの、平成30年度は94.9パーセント、令和元年度は93.9パーセントと財政構造の硬直化の解消に向けて少しずつ改善が図られています。

国においては、少子高齢化が急速に進む中、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐために令和元年10月に消費税率を10パーセントに引き上げ、同時に景気の停滞を招かぬよう軽減税率制度などの対策を実施しました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって社会経済活動は深刻な打撃を受け、また令和2年7月豪雨による甚大な被害の発生など、予断を許さない状況が続いています。国内の経済情勢を見ますと、内閣府の令和2年7月の月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きが見られるとされています。今後国における財政出動の先行きは不透明であります。地方自治体においては一段と厳しい財政運営を求められることは必至と思われまますので、本年2月に策定されました第2期財政健全化計画を着実に実施され、行政サービスを低下させない安定的な市政運営を望むものであります。

続きまして、決算概要であります。各会計決算総括表、決算収支の状況、財政指標、基金残高の状況及び将来にわたる財政負担につきましては、3ページから8ページにかけて記載しております。また、各会計別の決算の概要、歳入及び歳出の概要であります。一般会計につきましては9ページから、特別会計につきましては28ページからそれぞれ記載しておりますので、お目通しを願ひまして、細部の説明は省略させていただきます。

次に、41ページ、42ページに記載しております各会計の未収金及び不納欠損状況であります。審査意見といたしまして未収金及び不納欠損は、市民の受益と負担の公平性を担保する観点から、収納の確保と不納欠損処分に対する一層の慎重かつ適切な対応が求められています。また、滝川市が有する各種債権につきましても同様に適切な管理と回収が必要とされます。

特に市税につきましては、一般会計の歳入全体の2割を超える自主財源となっており、安定的な市政運営を行う上で税収の確保は必要不可欠であります。納税者のライフスタイルが多様化する中、平成26年度にはコンビニ納付を導入され、昨年からは電子マネーによる納付にも取り組まれ、納税者の利便性の向上を図ってきたところであります。今後も納税者のニーズに即した納付方法を推進するなど、引き続き収納率の向上に向けた一層の努力を期待するものであります。

続きまして、地方公営企業法第30条第2項の規定による公営企業会計の決算審査でございますが、別冊の決算審査意見書をお開き願ひます。

1ページの審査の対象につきましては、下水道事業会計及び病院事業会計の決算であります。

審査の期間、審査の着眼点及び実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願ひます。

審査の結果につきましては、決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、関係諸帳簿との照合の結果は符合しており、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

審査の概要及び意見になります。最初は下水道事業会計でございます。審査の概要であります。当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額は13億6万円、費用合計額は12億4,587万円で、収支は5,419万円の純利益となっており、費用における利率の高かった企業債が減少しているほか、企業債の借入額が償還額を下回っている状態が続き、支払利息が減少していることが主な要因であります。

資金の状況につきましては、業務活動によるキャッシュフローが5億7,807万1,000円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが3億8,519万1,000円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローが1億9,293万2,000円のマイナスとなった結果、前年度と比べ5万2,000円資金が減少し、当期末残高は5億1,974万7,000円となっており、安定的な資金運営となっております。

審査意見といたしまして、下水道事業は汚水と雨水処理の両面から快適で安全な市民生活や都市の社会活動を支えるための必要不可欠な社会資本として重要な役割を果たしているところであります。今後の経営見通しにつきましては、企業債残高の減少により支払利息が減少していく見込みがあるものの、下水道管の老朽化による更新に伴い増加していくと思われる企業債の借入れ増や減価

償却費の増などが見込まれるほか、収益の根幹であります下水道使用料が人口減や節水意識の高まりにより減少傾向で厳しい経営状況が続くと予想されます。下水道事業が普及促進から維持管理へと向かっている中で、下水道が担う役割を今後も果たしていくためには、資金収支に十分配慮しながら更新コストや財源確保の方法などを検討され、計画的かつ効率的に設備の更新を行うなど、引き続き安定的な経営に努められるよう望むものであります。

次に、病院事業会計でございます。審査の概要であります。当年度の決算を見ますと損益計算書において収益合計額は63億7,415万1,000円、費用合計額は69億9,250万1,000円となり、収支は6億1,835万円の純損失となっており、医業収益は7,215万9,000円、特別利益が1億3,503万6,000円の減となり、特別損失が1億6,527万5,000円の増となったことが主な要因であります。

資金の状況につきましては、業務活動によるキャッシュフローが1億8,090万2,000円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが9,927万9,000円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローが7,530万3,000円のマイナスとなった結果、前年度と比べ632万円資金が増加し、当期末残高は5,017万2,000円となっており、業務活動により獲得したキャッシュでは企業債の償還が賸り切れなく、一般会計繰入金1億984万4,000円を増額補正し、さらに前年度より3億円増の11億9,000万円の一時借入れを行っています。

審査意見といたしまして、市立病院は地域の基幹病院としての使命の下、地域住民が安心して受診できる安全で質の高い医療を提供するため、全身エックス線CT撮影装置や内視鏡システムなどの医療機器を購入、更新し、患者ニーズに対応した良質な医療、看護の提供に努めるとともに、経費などの節減、未収金の縮減に取り組むなど経営改善に努めたところであります。しかし、収益の根幹である入院収益及び外来収益などの医業収益は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響も加わり、外来患者数及び入院患者数が減少し、予算額と比べ5億3,522万円の減となり、資本合計はマイナスの状態が続き、当年度末で27億8,000万円余りの資本不足となっているほか、未処理欠損金が45億円を超えており、依然として収支不足の状態が続いています。

平成29年3月に策定されました滝川市立病院経営計画に基づき経営改善への取組を進めてきたところでありますが、病院事業を取り巻く経営環境は依然として非常に厳しい状況であります。今後は、令和2年2月に策定されました滝川市立病院経営改善計画に基づき公的医療機関としての使命である公共の福祉の増進及び医療水準の向上に一層貢献され、さらなる経営の合理化、効率化を推進し、目的達成を目指していただきたい。

なお、各会計決算総括表につきましては4ページに、業務実績の概要、収益的収入及び支出の概要、資本的収入及び支出の概要及び経営の状況並びに関連資料につきましては、下水道事業会計は5ページから、病院事業会計は13ページからそれぞれ記載しており、各会計の過年度未収金及び不納欠損状況につきましては23ページに記載しておりますので、お目通しを願ひまして、細部の説明は省略させていただきます。

以上で令和元年度の決算審査報告を終わりますが、数字等の読み違いなどございましたら、配付をさせていただいております審査意見書に記載のとおりでございますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

願ひ申し上げます。

以上です。

○議 長 一括議題のうち議案第12号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

議案第12号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第12号が可決されたことによりまして、一括議題のうち残りの認定第1号から第8号までの令和元年度滝川市各会計決算の認定については、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決しました。

#### ◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

決算審査特別委員会の開会等により、9月5日から9月14日までの10日間を休会いたしたいと思ひます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、9月5日から9月14日までの10日間を休会することに決しました。

#### ◎散会宣告

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 0時06分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員